



第6条 事業区分付社会福祉事業、公益事業、収益事業に付す。

(事業区分)

第5条 計算閏係書類及公財産目録は記載する金額は、1円単位をもて表示する。

(金額の単位)

4 第2項に定める計算閏係書類及公財産目録は記載する金額は、消費税等の税込金額にて記載する。

(18) 事業区分開設料金(借入金) 繼続明細書

(17) 事業区分開設入金明細書

(16) 繼立金・積立資産明細書

(15) 収益事業機関区分事業活動明細書

(14) 収益事業機関区分資金収支明細書

(13) 公益事業機関区分事業活動明細書

(12) 公益事業機関区分資金収支明細書

(11) 社会福祉事業機関区分資金収支明細書

(10) 社会福祉事業機関区分資金収支明細書

(9) 引当金明細書

(8) 基本財産及び他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

(7) 国庫補助金等特別積立金明細書

(6) 基本金明細書

(5) 事業区分開設及機関区分開設入金明細書

(4) 事業区分開設及機関区分開設入金明細書

(3) 納助金事業収益明細書

(2) 寄附金収益明細書

(1) 借入金明細書

3 特属明細書とする場合の書類は下記に付す。

第15条 収益事業機関区分資金貸付照表

第14条 公益事業機関区分資金貸付照表

第13条 社会福祉事業機関区分資金貸付照表

第12条 賃貸料照表内記表

第11条 法人单位貸付照表

第10条 収益事業機関区分事業活動明細書

第9条 公益事業機関区分事業活動明細書

第8条 社会福祉事業機関区分事業活動明細書

第7条 事業活動明細表

第6条 法人单位事業活動明細書

第5条 収益事業機関区分資金収支計算書

第12条 勘定科目识别表1の記載に該する。  
2. 会計責任者が必要とする記載に該する、中区分、小区分の勘定科目を追加する。  
(勘定科目)

算用計算書類を記載する。  
第11条 本会計会計法、その支払資金の収支状況、経営成績及び財政状態を明示するに足る  
(記録及計算)

## 第二章 勘定科目及び帳簿

第10条 以下の規程の改廃法、会計責任者の上申の基に、会員が理事会会議案、理事会に  
(規程の改廃)

4. 会計責任者が法、会計職員の經理事務の開設清算を記載する。  
3. 経理事務を行ふ者、会計職員を置く。  
2. 会計責任者が法を置く。  
1. 行政文書を置く、会計責任者が置く。  
第9条 本会計、第2条に規定する經理事務(第12章に規定する「契約」の開示の事項を除  
(会計責任者及び会計職員)

益及計算用法、合理的な基準の基に分配するものとする。  
2. 事業活動計算を行ふに当たる会計、事業区分、拠点区分又は同一区分における共通する取  
入及び支出法、合理的な基準の基に分配するものとする。  
第8条 算金收支計算を行ふに当たる会計、事業区分、拠点区分又は同一区分における共通する  
(共通収入支出の配分)

4. 前条及以前項までの規定による、本会計の職掌に事業区分、拠点区分及び同一区分  
を記載する。  
3. 逐一区分した実施する複数の事業の決算等の要請に付し、会計区分  
分ける把握するための拠点実施する複数の事業の決算等の要請に付し、会計区分  
2. 拠点区分の事業運営の実態の照合、一体的の運営を記述する事業区分の記載する。  
第7条 前条に定める各事業区分の、予算管理の単位として各拠点区分を記載する。  
(拠点区分及び同一区分)

- 第13条 会計帳簿は、次のとおりである。
- (1) 主要簿
  - (2) 傘用簿
  - (3) 其の他の帳簿
  - (4) 会計手票
- 第14条 すべての会計処理は、会計手票によつて行はれる。
1. 会計手票は、記帳の基づいて作成し、記帳は会計記録との關係を明かにしたる下に整理保存されるものとする。
  2. 各勘定科目の内容又は摘要の内訳を明かにしたる必要がある勘定科目の下に、補助簿を設け、補助簿及び補助帳の正確な記録の維持に努めなければならない。
  3. 会計手票は、補助簿の記録が確定元帳の記録と一致したる点にて整理されなければならない。
  4. 会計責任者は、補助簿の記録が確定元帳の記録と一致したる点にて整理されなければならない。
- 第15条 会計帳簿は、次のように保管する。
- (1) 第4条第2項に規定する計算用紙書類
  - (2) 第4条第2項に規定する財産目録
  - (3) 第13条第(1)、(2)及び(3)に規定する主要簿、補助簿及び他の帳簿
  - (4) 第1項の書類を合併して、事前に会計責任者の承認を得たるものとする。
- 10年  
10年  
5年  
10年

- 第18条 会計帳簿は、次のとおりである。
- (1) 主要簿
  - (2) 傘用簿
  - (3) 其の他の帳簿
  - (4) 会計手票
- 第14条 すべての会計処理は、会計手票によつて行はれる。
1. 会計手票は、記帳の基づいて作成し、記帳は会計記録との關係を明かにしたる下に整理保存されるものとする。
  2. 各勘定科目の内容又は摘要の内訳を明かにしたる必要がある勘定科目の下に、補助簿を設け、補助簿及び補助帳の正確な記録の維持に努めなければならない。
  3. 会計手票は、補助簿の記録が確定元帳の記録と一致したる点にて整理されなければならない。
  4. 会計責任者は、補助簿の記録が確定元帳の記録と一致したる点にて整理されなければならない。
- 第15条 会計帳簿は、次のように保管する。
- (1) 第4条第2項に規定する計算用紙書類
  - (2) 第4条第2項に規定する財産目録
  - (3) 第13条第(1)、(2)及び(3)に規定する主要簿、補助簿及び他の帳簿
  - (4) 第1項の書類を合併して、事前に会計責任者の承認を得たるものとする。
- 10年  
10年  
5年  
10年

- 第16条 本公司、每会計年度、事業計劃及決算社會報社充實計劃之基準會計收支予算を作成す。
- 2 予算法、第7条第1項に定める機点区分に依る予算作成法、同一区分毎の予算額は機定科目に依る。
- 3 機点区分毎に同一区分を機定するに依る予算作成法、同一区分毎に予算額は機定科目に依る。
- 本公司は、本会計、毎会計年度、事業計劃及決算社會報社充實計劃之基準會計收支予算を作成す。
- 第17条 前条の予算法、事業計劃及決算社會報社充實計劃之基準會計收支予算を作成するに依る。
- 第18条 会計責任者法、予算の執行上必要な方の予算額を算合せしめ、会員の承認を得て、機定科目間の流用(機定科目相互間)による予算額の算合せ法、会員の承認を得て、機点区分及び同一区分内に於ける機定科目間の予算額の算合せ法、機定科目の定め、予算額の算合せ法。
- 第19条 予測力がなく支出予算の不足を補うため、理事会の決議を得、予算額の算合せ法。
- 第20条 予算額を使用する場合に、会計責任者が該事前に会員にその理由を金額を記載した文書を提出し、予算額を得た旨を記載する。
- 第21条 予算執行中は、予算に要する事由が発生した場合は、会員は予算額を記載した文書を提出し、予算額を得た旨を記載する。
- 第22条 予算額をもつて定めたものに依り、新規化業務の負担をし、又は権利を放棄するに至る(監修の指置)
- 会員が機定科目の現行額(現行額)三分の二以上の同意及び決算員会の承認を得た旨を記載する。
- 本会計、理事会が機定科目の現行額(現行額)三分の二以上の同意及び決算員会の承認を得た旨を記載する。

- (1) 1件5万円を超えるもの、常用難費の現金支払  
は本件に記載するもの。
- 6 金銭の支払は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、金融機関の預貯金口座振込  
明細によるて領收書を作成して交付する。  
すなはち支払が正当であることを証明した、本会所定の支払記  
号3項、第4項の規定にかかるとおり、必ず本件に記載する領收書又は、証明書を附  
じて前項の領收書を作成して交付する。
- 7 金銭の支払は、請求金額の範囲内に於けるものに於ける限り、振込又は本件に記載する事項に  
て領收書の入手を必要とするものに記載する旨を記し、振込又は本件に記載する事項に於ける  
4 項項の規定にかかるとおり、金融機関の預貯金口座振込による支払は行うる場合に、  
記載するもの。
- 8 金銭の支払は、請求金額の範囲内に於けるものに於ける限り、請求金額の範囲内に於けるものに  
て、金銭の支払を行った場合に記載するもの。
- 2 会計職員は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがある場合は、即時に該等の書類  
第27条 金銭の支払は、支出取扱い票に記載する事項及び支払方法に誤りがある場合は、即時に  
(支出の手続)

- 付与者の承認を受けて本件に記載するもの。
- 基づき、書附者、書附金額及び書附の目的を明記してあると、会員又は会員として権限移譲を受  
第26条 計附金品を受けて入札を提出する場合、会計責任者は、書附者方作成した書附申込書等に  
(書附金品の受入手続)

- 機関の預付入札を以て記載するもの。
- 第25条 目次に金銭の支払は、乙丸を直接支出する元に乙丸から、收入後5日以内に金融  
(収納乙丸金銭の保管)

- の施行の要件に於ける場合、領收書の施行を省略するもの。
- 3 構行等の金融機関への振込の方法に於ける金行為に於ける場合に、前項の規定に於ける  
2 会計職員は、前項の書類は金銭の範囲内に於ける限り本件に記載する事項に於ける  
第24条 金銭の収納は、收入取扱い票に記載する事項及び收入方法に誤りがある場合は、即時に  
(收入の手續)

- 通知書等を乙丸に。
- 2 現金化は、通貨、小切手、紙幣、郵便局券並びに郵便振替金払出証書、官公庁の支払  
第23条 乙の規程に於ける、金銭化は現金、預金、貯金のもの。
- (金銭の範囲)

第33条 会計責任者は、法人全体及び各拠点区分ごとに毎月末日迄付て月次計算表を作成  
(月次報告)

1社、運営本部に適用する指揮をとる方針が定められた。

2 前項の規定に基づく報告を受けた会計責任者は該請求書の内容を確認し、差異がある場合は  
会計責任者に報告し、必要な措置をとることとする。

第32条 現金流通不足が生じたとき、会計職員は、手元から原因を調査したうえ、運営  
(現金流通不足)

1社、運営本部に適用する指揮をとる方針が定められた。

3 前二項の規定に基づく報告を受けた会計責任者は該請求書の内容を確認し、差異がある場合は  
会計責任者に報告し、必要な措置をとることとする。

2 会計職員は、預貯金口座、毎月末日迄付て取引金額総額の残高と帳簿残高とを照合  
し、会計責任者に報告し、必要な措置をとることとする。

第31条 会計職員は、現金口座、毎日の現金出納簿と後、その残高と帳簿残高を照合  
(残高の確認)

3 計算枚数、金額が確定され次第、速ちに清算し、必要な措置をとることとする。

(2) その他会計責任者が特に必要と認めた措置

(1) 施設

2 計算枚数をもとにして方針を了承した場合、次に掲げるものとする。

1社が本社と支店の計算枚数を行なう場合。

第30条 性質上、計算をもととす支払の必要がある場合は現金口座、第27条第1項の規定  
(計算枚)

3 小口現金は、毎月末日及び不足の都度清算を行ない、精算時的主要簿への記帳を行なう。

2 小口現金の限度額は、定期資金前渡制度で10万円とする。

1社が現金を前渡しし、当該職員の手許の小口現金を保管する場合。

第29条 第27条第6項第1号及び第2号の規定による現金支出証をもととし、会計職員は  
(小口現金)

1社が生じた債務をもととし月末に執行する。

第28条 金銭の支払いたる日、小口支払及び随時支払は必ず必要あるもの免除を、毎月15日まで  
(支払期日)

(2) 債務上現金をもととす支払は月次に支払うもの支払

第38条 本会の債権は、その全部をもつて一部を免除し、又はその契約条件を变更するに付ける場合、他の者を得たる特別の理由であると認められた場合は、会員が本会に有利であることを目的とする。

第37条 会計責任者は、毎月、期報記載の回収又は支払の行方不明に至る確証（貴様の回収・債務の支払）  
期限記載の回収又は支払の方法を総合して、運営会員会員の報告書（運営会員指掌書）。

第36条 会計職員は、毎月末日迄に会計の債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要がある場合は会計、取引の相手先に対する、残高の確認を行なうものとする。

第2 項廃の調査の結果、相手先の残高との間に原因不明の差額があるときは如何に依るか併合せたて、満期がなく会計責任者に報告し、措置の開示を指示するものとする。

(負債計画の一般原則)  
第35条 負債の貸借対照表編成法、算出手引当金及び過誤給付引当金を除き債務額とする。

3. 通常要求数字幅值之比较小(若两个数之幅值之比大于10，则可认为是数量级不同的数)。

4. 变换记忆法：取得大量数据的算术法、变换记忆法提供大量数据的映射函数法。④

第34条 算盘的算指对账表核算法、别认定为亏损合账法、原则之乙、当数算盘的取得值  
(算盘配法的一般原则)  
2 算盘的财配法、核算配额法50%超额之下落乙之亏损合法、财配法回復才之是  
达尔方加乙配办之机之亏损合账法、会计年度末乙会计之亏损合账法之财配法才之是

## 第5章 算盤・負債の管理

L、翌月20日まで会員登録を実施する。ただし、4月及び5月分は、前年度  
L、算定確定後6ヶ月以内に提出する。ただし、7月20日までに提出する。  
2、会員責任者が複数の拠点区分の会員責任者を兼務する場合は、各拠点区  
2、会員責任者が複数の拠点区分の会員責任者を兼務する場合は、各拠点区  
分配合ルが月次計算表を作成する上に支障をきたす。  
分配合ルが月次計算表を作成する上に支障をきたす。  
区分ごとの資金収支及事業活動の内訳を明示化して作成する仕様である。

第43条 金融機關과取引先開始又其解約事由을結合시기、会員의取급を得기까지의 기간은 다음과 같다.

(金融機關과의取引)

각의내용을회원이報告하거나付하기로한다.

3. 회계責任者(회계책임자)、每月月末의 算金(有價證券及其積立資產을含む)의 累高의 増在を確보(确保)하되、  
이후、資金運用規程(資金運用規程)을�行하고자하는 기간은 다음과 같다.

2. 会社資金의 運用及其特定의 目的(目的)에따라 行는 算金의 累高의 累高(累高)을有價證券(有價證券)으로 하여 組合  
信託(信託)、又其確보(确保)한有價證券(有價證券)의 資本(資本)을以て保管(保管)하는 경우는 다음과 같다.

第42条 算產의 与小口現金을除(除)한 算金(有價證券)、確実な金融機關과의 賽手(賽手)、確実な信託社와  
(資金의運用等)

3. 本社의 組合(組合)、決算理事會(決算委員會)는 2개월 이내로 本社의 算金移動(算金移動)을行하고자하는 기간은 다음과 같다.

2. 積立資產의 事用(事用)의 算金(算金)은 算理(算理)로 組合(組合)되며、積立資金(積立資金)의 累高(累高)을得(得)하되、速  
速(速)으로 目的(目的)에 註明(註明)된 名称(名稱)으로 行된다. 本社는、決算(決算)이후 積立資產의 累高(累高)을得(得)하는 기간은 다음과 같다.

2. 資金管理上特이(必要)로 組合(組合)되는 積立資金은 行事(行事)、前項의規定(規定)의 力力(力)가되며  
金을同額取崩(取崩)하는 기간은 다음과 같다.

2. 積立資金의 事用(事用)은 組合(組合)되며、積立資金의 累高(累高)은 算理(算理)로 組合(組合)되며、當該積立  
摊銷(摊銷)은 本社의 算金(算金)으로 組合(組合)된다. 本社는、本社의 積立(積立)、積立資金의 期滿(期滿)이 되거나  
本社의 算金(算金)으로 組合(組合)되는 경우는 다음과 같다.

第41条 将來의 特定의 目的(目的)에따라 積立(積立)한 算金(算金)을 組合(組合)하거나、同額의 積立(積立)한 算金(算金)을  
(資金의積立)

2. 櫃替(櫃替)이 사용되는 算金(算金)、原則(原則)은 2개월、当該年度內(當該年內)는 1년 이내로 한다.

本社의 算金(算金)은 다음과 같다.

第40条 事業区分(事業區分)、地點区分(地點區分) 및 그他の 구분(區分)은 組合(組合)、会  
(資金의櫃替使用)

2. 資金의 周期借入(週期借款)은 本社의 周期借入(週期借款)과는 별도로 組合(組合)된다. 本社는  
借入金의 借入先(借入先)、公의 金金融機關(金融機關)、銀行(銀行) 및 其他(其他)의 借入先(借入先)로 한다.

2. 資金의 周期借入(週期借款)은 1년을 超える 算金(算金)의 借入(借入)로 한다. ) 本社는 理事會의決議(決議)를  
하여 本社의 周期借入(週期借款)은 1년을 超える 算金(算金)의 借入(借入)로 한다.

第39条 每会計年度의 著務執行(執行)당일(當日)、必要(必要)로 組合(組合)되는 理事會의決議(決議)를得(得)  
(資金의借入)

力	医薬品
才	貿易品
工	原材料
力	什物品
ト	製品
ア	商品
ス	給食用材料

第46条 乙の規程乙款ハ、細則算量乙款、下記の通り定める。

(細則算量の範囲)

## 第7章 細則算量の管理

- 2 第42条及第43条の規定ハ、有価証券の管理及び証券会社との取引に準用する。
- 3 第45条 会計責任者ハ、毎会計年度9月末日、3月末日及び必要とする日まで、有価証券の時価又は帳簿価額の比較表を作成し、会員証書ハ交付状況などを記入する。
- 4 第42条及び第43条の規定ハ、有価証券の管理及び証券会社との取引に準用する。
- 5 第46条 乙の規程乙款ハ、算定を有価証券又は証券会社、支店、金融機関又は証券会社が行う。

(有価証券の管理)

- 1 有価証券の取得額及び原価法による計算額を算定する。
- 2 有価証券の取扱い基準、購入代価又は手数料等の付随費用を加算した額とする。
- 3 満期保有目的の債券を債券金額より低い額額又は時価をもって譲り受けた額とする。
- 4 満期保有目的の債券を債券金額より低い額額又は時価をもって譲り受けた額とする。
- 5 第45条 会計年度末における時価をもって譲り受けた額とする。
- 6 第46条 乙の規程乙款ハ、算定を有価証券の会員証書ハ交付状況などを記入する。

(有価証券の取得額及び原価法)

### (3) 現金(小口現金を含む)の保管管理

### (2) 現金の通帳及び証券の保管管理

### (1) 現金預貯金(小口現金を含む)の出納記録

- 1 会計責任者が金額機関との取引に使用する印鑑の保管責任者とすることとする。
- 2 金額機関との取引に使用する印鑑、会員証、実務上必要な判断基準を記録し、次の業務を担当する。
- 3 金額機関との取引に使用する印鑑、会員証をもって保管するものとする。
- 4 前項の規定に基づき印鑑、会員証、実務上必要な判断基準を記録し、次の業務を担当する。

(2) 其他固定资产	工 机械及设备 办 精算物 人 建物 广 土地
(1) 基本财产	工 投资有形资产 办 定期现金 人 建物 广 土地

2. 前項の固定資産は、基本財産に他の固定資産に分類するものとす。

（2）積立資産、長期保有目的の立ち現金及び投資有形资产。

引当式にて発生した貸付金等の債権のうち回収期間が1年を超える債権、特定の目的のため貸借及び形態別固定資産（土地、建設貯蔵及工程利充等。）並びに經常的な取引以外の取

第49条 この規程の定めた、固定資産を取得日後1年を超えた使用又は保有する有形固定

（固定資産の範囲）

## 第8章 固定資産の管理

たる。

第1項の規定に依り立地、受取額を記入し購入消費によるものとする処理するに於ける  
分明な1年間の消費量を下回るもののうち、販売目的のため預貯金等を除き、  
3. 預貯金等のうち、毎会計年度一定量を購入し、经常の消費するものと常時保有する数量  
がなければならぬ。

2. 会計責任者は、毎会計年度末における預貯金の実地調査を行ふ、正確な残高数量を確  
かめる。

第48条 預貯金等の取扱い方法、その品目ごとに受取額を算定し、累動及の残高を把握するに  
（預貯金等の管理）

3. 預貯金等の貯金が取得額より下落した場合は、貯金をもてて貯金するものとする。  
2. 預貯金等は、最終仕入原価法に基づく原価法による計算する。  
左方括弧にて算定する。

（2）製品又は仕掛品の取得額は、一般公正妥当な額より原価計算の基準とする。

費・運送保険料・購入手数料・その他の引取費用）を加算した額。

（1）製品又は仕掛品以外の預貯金等の取扱い方法、購入代価に購入直接費（引取運賃・荷役

第47条 預貯金等の取得額は次のとおり。

（預貯金等の取得額及び計算）

法、前項の規定に効力有りらず、定額法による方式を取る。

2 以一式算額額に重要性がある以上は額のうちを総合して、利息相当額の各期への配分方法  
を定める。

3 以一式取引の式算額額に通常の算貸取引の保証方法と準じて会計処理を行ふに比べ方  
式より一式取引の式算額額300万円以下又は以一式期間が1年以内のもの对于  
本契約の件数が300件以上で料金額額が300万円以上場合は利息を計算して支拂う。ただし、以一  
式算額額を行ふに比べること。また、利息相当額の各期への配分方法は利息を計算するに比べ方  
式より一式取引の式算額額に通常の算貸取引の保証方法と准じて会計処理を行ふに比べ方  
式より一式取引の式算額額300万円以下又は以一式期間が1年以内のもの对于  
本契約の件数が300件以上で料金額額が300万円以上場合は利息を計算して支拂う。ただし、以一  
式算額額を行ふに比べること。

第51条 以一式取引の式算額額に通常の算貸取引の保証方法と准じて会計処理を行ふに比べ方  
式より一式取引の式算額額300万円以下又は以一式期間が1年以内のもの对于  
本契約の件数が300件以上で料金額額が300万円以上場合は利息を計算して支拂う。(以一式会計)

。

是れが方法の額のうちを総合免除し、会計年度末における財産をもとと算額のうちを  
固定資産の賃貸料減価償却費、50%を超えた下落した場合に該当する賃貸料減価償却費をもとと  
して計算される減価償却費の累計額を控除した額に比べること。

2 固定資産の賃貸料減価償却費、原則として当該固定資産の取得価額に比べて直接要る賃貸費用を加  
算し算出。

(2) 賃作又は建設工事の賃料、直接原価、製作又は建設工事の賃貸費用を加算し算出。  
(1) 賃入の賃率は、賃入代価(賃入の賃料)直接要る賃貸費用を加算し算出。

第50条 固定資産の取得価額を次に定める。

(固定資産の取得価額及び算額)

。

3 1年を超えた使用する有形固定資産又は無形固定資産のうち、1箇月以内に1組の金  
額が10万円未満の資産は、第1項の規定に効力有りらず、これを固定資産に含めずして  
他の固定資産。

4 地域福祉活性化基金積立預金

5 財政安定化基金積立預金

6 基金財團特定期貨金

7 投資有価證券

8 無形固定資産

9 小工事

10 構築

11 有形固定資産

12 建設販賣定

13 器具及び備品

14 車輛運搬具

2. 会計責任者は、固定資産管理担当者を指名し、第1項に規定する調査、確認を行わせることで  
これを実現する。この算出状況を、固定資産管理担当者は基にし、調査、確認の方法を定めることで  
第56条 会計責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び計算出中のもの  
(現在高報告)

3. 固定資産は、適正な財産として正確に計算し付し、隠し資本、支拂済み、又は他の使用を生  
むもの。  
2. 基本財産以外の固定資産の増加又は減少(第57条に規定する減価償却等による  
同額及び隸属具の取扱い)は、事前に理事会が行うべき事務(第57条に規定する減価償却等による  
額の減少免除)は、事前に理事会が行うべき事務(第57条に規定する減価償却等による  
取扱い)。
- 第55条 基本財産外の固定資産の増加又は減少(第57条に規定する減価償却等による  
(取得・処分の制限等)

2. 会計責任者は、固定資産管理会員並びに固定資産の保全状況及び異動に関する所要の  
第54条 固定資産の現物管理は、会計責任者が行う。  
(現物管理)

2. 固定資産の本末の機能を回復するため必要な金額は、修理費である。  
3. 固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するため必要な支出は、乙丸  
第53条 固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するため必要な支出は、乙丸  
(改良と修繕)

2. 廉價販売額をもつて計算する。  
1. 期末、建設販売額をもつて処理し、取得価額及び勘定科目等が確定した部度当該固定資  
第52条 有形固定資産のうち、建設途中のもの取得価額又は勘定科目等が確定したもののうち  
(建設販売)

4. 期末一定とする。同一取引は同一の方法、通常の算算措置をもつて計算して会計処  
定資産の期末残高の法人全体の会計額と古の割合が10%未満である場合を除く。  
1. 期末第2項に定める利得相当額を除く。が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固  
の期末残高(算算措置の方法が法の会計処理を行ふこととするものに一式料、第  
3. 前項に定める、同一資産額の重要な性質のものに記載のうちの場合は会計上  
(算算措置)

- 当該徵收不能引当金の金額を征収す。
- 3 須重視する事の徵收不能引当金の金額は、乙丸を該當する金額の金額より直接控除し、  
 (2) 上記(1)以外の債権の總額は、過去の徵收不能額の発生割合を乗じた金額。  
 (1) 每会計年度末における徵收不能額は不可能と判断される債権の金額  
 2 徵收不能引当金は上手に算出、次の(1)又(2)の合計額とする。  
 不能引当金は上手に算出。ただし、重要性が乏しいと認められると総合的、乙丸を計上し  
 第60条 金額債権のうち、徵收不能の比率が高まるもの、当該徵收不能の見返率額を徵收  
 (徵收不能引当金)

- たる。
- 2 会計上手に算出。ただし、重要性が乏しいと認められると総合的、乙丸を計上し  
 第59条 質員による支給手の算出のうち、当該会計年度の負担の属する金額を累積し、算出引当金  
 (算出引当金)

- 給付引当金は計上する。
- 第58条 質員に対する将来支給手の累積金のうち、当該会計年度の負担の属する金額を累積  
 (累積給付引当金)

## 第9章 引当金

- 表記上、減価償却累積を征収す。
- 5 減価償却算定法、その取得価額の減価償却累積を直接控除し、乙丸を計上する。  
 月31日大蔵省令第15号)によるものとする。
- 4 減価償却算定の耐用年数は、「減価償却算定の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3  
 月実施)。
- 3 イマガード等の無形固定資産は、残存価額を計上し、定期決算時に減価償却  
 年数到来後も使用する場合に計上、減価償却(1戸)まで減価償却率10%以上で減価  
 収取得し、有形固定資産は1/100、残存価額を取得価額の10%以上で減価償却率1/、耐用  
 年数到来後も使用する場合に計上。ただし、平成19年3月31日以前  
 (4) 会計係は、定期決算時に減価償却を計上し、質問書類が当該算定の取得価額の減価償却(1  
 年)を実施する。
- 第57条 固定資産のうち、時の経過又は使用によるもの価値が減少するもの(以下「減価  
 削算定」といふ。)は、定期決算時に減価償却を実施する。
- (減価償却)

- 必要な記録の修正を行なうと共に、その結果を会員に報告する方法を定めよう。
- 3 会計責任者は、第1項の調査、確認の結果又は前項の報告の基に、固定資産管理会議に  
 て

- 董の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (6) 固定資産の減価償却累計額を直接控除した額のうち記載の方法合計、当該資
- (8) 技術化供用する資産
- 金額
- (7) 基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩の方法、その旨、その理由及び
- (6) 基本財産の増減の内容及び金額
- (5) 法人会計成才計算書類と拠点区分、サバセ区分
- (4) 法人会計用才と退職給付制度
- (3) 重要な会計方針を変更した方法、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- の作成に關する重要な会計方針
- (2) 算定の算基準及び計算方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類
- (1) 課税事業の前提に關する注記
- 第64条　計算書類の作成に關する、次の注記事項を記載するに付けるもの。
- (注記事項)

内部取引法、相殺表示方式。

第63条　計算關係書類の作成に關する、事業区分間、拠点区分間、サバセ区分間における  
(内部取引)

の重要性が及ぼす影響力などを総合的、これを適用する。

第62条　法人税、法人住民税及び事業税の計算に於ける、税効果会計を適用する。ただし、税額  
(税効果会計)

- (11) 注記情報の記載
- (10) 事業区分間、拠点区分間及びサバセ区分間における内部取引料目の集計
- (9) その他積立金の積立て及び取崩の
- (8) 国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩の
- (7) 基金の組入及び取崩の
- (6) 基本金の組入及び取崩の
- (5) 引当金の計上及び回戻入金の
- (4) 減価償却費の計上
- (3) 上記(1)及び(2)に基づく未収金、前払金、前受金及び繰御資産の計上
- (2) 会計年度末までの発生したすべての負債が計上されてるとの確認
- (1) 算童が実在し、記帳が正確に行なわれたことを確認
- 第61条　年度決算の方法、次の事項に於ける計算を行ふものとする。
- (決算整理事項)

## (7) 财产目录

办理申办者之财产免除、图籍之供之权利机关办理。

第 68 条 会員法、次之圖籍事務主管机关之職務、請求方法之規合之法、正当  
(計算關係書類及財產目錄等の公開)

轉序之提出之权利机关办理。

第 67 条 每会計年度終了後 3 カ月以内に計算關係書類及財產目錄並に監查報告書を所  
(所轄府への提出)

付され。

係書類办理の記録工作或は記入、圖籍可能な措置を取るに於ける場合、この限りにて  
圖開前 3 年間、その従先の事業所の職務办理の权利机关辦理。在宅、計算關係  
2 会員責任者法、計算關係書類及財產目錄並に監查報告書の写しを定期報告會の  
付され。

報告會定期報告書の 2 回開前 5 年間、その従先の事業所の職務办理の权利机关辦理  
第 66 条 会員責任者法、前条の理事會の承認を受けた計算關係書類及財產目錄並に監查  
(計算關係書類及財產目錄等の備置)

確定す。

3 計算關係書類及財產目錄法、理事會の承認を経て、定期報告會の承認を得たるに於て  
する。

2 会員法前項の書類を点検し、監事の監査を受けて後、監査報告書を添えて理事會に提出  
出する。  
第 65 条 会員責任者法、第 4 条に規定する計算關係書類及財產目錄案を作成し、会員が提  
(計算關係書類及財產目錄の作成)

地区区分の注記法、上記(1) (12) (13) (14) (15) を省略す。

2 計算關係の注記法、法人全体の配載するに於ける地区区分別に記載するもの 2 項類は、  
其額を明示するに於ける必要が事項  
(16)その他会員社法人の資金收支及び純資産の増減の状況並に計算、負債及び純資産の  
(15)会員又は理事の隸従者(執行社員を除く)の職務办理の方法、その旨及び概要  
(14)重要な営業事務  
(13)重要な調査報告  
(12)開運当事者との取引の内容  
(11)満期保有目的の債券の内訳並に帳簿価額、時価及び評価損益  
(10)債権(不動産を除く)不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高  
(9)金額、微取引不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

第 73 条 裁判担当者は、充實、質實、賃貸借、請負その他裁判料をもつて訴訟費用を支拂ひ、裁判事項を示すにあつては、その事項の予定価格を定め、競争入札料にて付すに要する賃料の額をもつて訴訟費用を算定し、競争執行の場所及び日時、人件料金の額をもつて訴訟費用を算定する。裁判事項が争いの原因である場合、裁判事項を示すにあつては、一般的競争の事項、競争参加者の著しい要る賃料の額をもつて訴訟費用を算定する。

(一般競争契約)

これらはすべて効率的なもの。

第 72 条 裁判料、会員又は他の委託を受けた者は（以下「裁判担当者」といふ。）次に付ける（裁判権限）

## 第 12 章 裁判

2. 会員は、前項の監査の結果を理事会及び評議員会に報告するものとする。  
独立した第三者の立場から監査を依頼するものとする。

第 71 条 会員は、法人の会計の健全性及び透明性を高めるために、外部の会計専門家に対する監査（任意監査）

を行う。

3. 監査報告書記載された事項の改善状況、後回し監査による内部監査の結果、確実な改善を指す。  
2. 会員は、前項の監査の結果の報告を受けたときにから、必要に応じて個別監査を改善を指す。  
行為、内部監査人委嘱による監査を指示するものとする。

経理規程の定めた限り、重大な誤謬発生の危険があると判断される場合は、会員は監査方法を変更する。  
第 70 条 会員は、必要があるときに監査の範囲を拡大する場合、法人内の会計業務方針監査法会員監査会及び他の

(内部監査)

## 第 11 章 会計監査

得た、定期評議員会の承認を受けて以後、運営方向を監査の範囲の範囲を行ふ。  
第 69 条 会員は、計算開示書類及び財産目録を作成し、監査の監査を終了、理事会の決議を得た。

(資産認識の登記)

(1) 計算書類

2. 会員は、次の擇一の書類を交付するものとして公表するものとする。

(2) 監査報告書

(3) 上記(2)の附屬明細書

(4) 計算書類

獎勵の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円

の考え方。

4 第1項(1)の規定による賃金額、3社以上の業者による賃金額より差額の比較する旨  
正しく価格を客観的判断するに供する方法。ただし、予定期間以下表記するに比して契約の  
種類(定められたものと異なる場合)が異なる場合は、2社の業者による賃金額より差額の  
比較する旨の規定の判断するに供する方法。

3 第1項(7)の規定による賃金額、落札金額の割合にて決行する旨  
2社の業者による価格との他の条件を要素とするより差額の比較する旨の規定の  
施行期間免除の方法。

2 前項(6)の規定による賃金額、施行期間免除の方法、最も競争入札の付す  
(7)落札者による競争入札の場合は

(6)競争入札の付す有利な価格等による競争入札の付す又は再開の有利な場合は  
(5)競争入札の付す有利な価格等による競争入札の付す又は見込みの有利な場合は  
(4)競争入札の付す不利な競争入札の付す

(3)緊急の必要による競争入札の適用を考慮する場合

(2)契約の性質及び目的の競争入札の適用

(1)売買、貸借、請負その他の契約による価格が1,000万円を超える場合  
又は、賃金額による付す合理的な理由による場合、次の各号による場合は

ただし、賃金額による付す。

第75条 合理の理由による付す、競争入札の付すにて付す當ての付すは  
(賃金額)

2 前項の規定による付す、「地方公共団体の物品等又は特定設備の調達手続の特別規定」  
の取扱い(平成7年政令第372号)第3条第1項の規定による競争入札の付す区分による  
競争入札の付す。

(3)一般競争入札の付すにて付す不利な競争入札の付す

又は競争入札の程度以下の付す。

(2)契約の性質及び目的の一般競争入札の付すの付すの必要がある。

(1)契約の性質及び目的の一般競争入札の付す

又は、指名競争入札の付すにて付す合理的な理由による場合、次の各号による場合は

6社の場合は1社の付す、指名競争の付すにて付す當ての付すは

第74条 合理の理由による付すの前条の一般競争の付すの必要がある場合及び當ての付すは  
(指名競争の付す)

第 78 条 物品等의 質人(本取引基於本契約之基於該契約之取引者)은 本契約、定期  
(定期의契約内容의見直し)

- (1) 指名競争又付隨意契約之契約金額為 100 万元之起算之契約内容의見直し。
- (2) 由其契約之付与之起算。
- (3) 物品充當之拠付之起算之起算、買受人代價金充當之拠付之起算、物品充當之取引之起算。
- (4) 由其起算之拠付之起算之起算、隨意契約之拠付之起算之起算、本契約之契約内容의見直し。
- (5) 第 1 項의規定依上由契約書之作成之省略之拠付之起算、特此聲明本契約之省略、契約  
必要方法、記載方法之起算。

第 77 条 前項의規定依上由契約書之作成之省略之拠付之起算、次之擇一由契約書之作成之省略之拠付之起算。

- (1) 契約書之記載方法由其他必要方法。
- (2) 契約書之記載方法由其他必要方法。
- (3) 監查及收據書
- (4) 延行의證據之他債務の不履行의場合は其의満期日より遲延利息、違約金之他の損害金
- (5) 先驗身相
- (6) 力及擔保責任
- (7) 契約書之競爭之解決方法
- (8) 其他必要方法。

第 76 条 契約担当者(本、競爭由落札者充當之起算、又付隨意契約の相手方充當之  
(契約書之作成)

2. 貨物品·物品等의質人	160 万円	3. 前各号に掲げるを除く外	100 万円
---------------	--------	----------------	--------

- 第 1 章 社会福祉充実計画の作成 (社会福祉充実計画の実現の有無の計算を) 第 79 条 社会福祉法第 5 条の 2 第 1 項に定める方法による毎会計年度における社会福祉充実費額の有無の計算を(社会福祉充実計画の作成)
- 第 80 条 社会福祉充実費額が充実計画による場合は、社会福祉法第 5 条の 2 第 1 項に定める方法による社会福祉充実計画を作成する。
- 第 81 条 本章における規格外の申告及び納付の期日は、本会計規格外の申告及び納付の期日。
- 2 会計責任者(会計監査官)は、各税法の規定による申告、その申告の要否を判断し、申告の必要がある場合は該申告書類を提出する。
- 1 期日までに該申告書類を提出する旨の記載をした申告書類を提出する。(収支計算書の提出)
- 第 82 条 会員法、第 65 条第 3 項の取扱を受けた計算用紙書類及び財産目録のうち、資金收支計算書の收入金額が相続特別措置法第 68 条の 6 の規定による金額を超えた場合は、所定の期日までに該申告書類を提出する。(収支計算書の提出)
- 2 会員法、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 会員法、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度決算からの適用する。
- 4 会員法、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 会員法、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。
- 6 会員法、平成 25 年 5 月 1 日から実施する。
- 7 会員法、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

## 附則

### 第 14 章 稽則

(税務の範囲と申告納付)

- 1 该税務申告書を作成し、所定の期日までに該申告書類を提出する。納付の方法は該申告書類に記載する。
- 2 会計責任者(会計監査官)は、各税法の規定による申告、その申告の要否を判断し、申告の必要がある場合は該申告書類を提出する。

- 第 80 条 社会福祉充実費額が充実計画による場合は、社会福祉法第 5 条の 2 第 1 項に定める方法による社会福祉充実計画を作成する。
- 第 81 条 本章における規格外の申告及び納付の期日は、本会計規格外の申告及び納付の期日。

充実費額の有無の計算を(社会福祉充実計画の作成)

- 第 79 条 社会福祉法第 5 条の 2 第 1 項に定める方法による毎会計年度における社会福祉充実費額の有無の計算を(社会福祉充実費額の計算)

### 第 13 章 社会福祉充実計画



13 〇規程法、令和5年11月13日公示実施令。

12 〇規程法、令和4年3月11日公示実施令。

11 〇規程法、平成29年6月6日公示実施令。

10 〇規程法、平成29年4月1日公示実施令。

9 〇規程法、平成27年5月27日公示実施令。

8 〇規程法、平成27年4月1日公示実施令。

